

「作為・不作為」問題の教材化に向けての試論

—教育内容として「不作為」をどう対象化するか—

山本孝司

1. 問題設定

「悪い」とされる行為には、積極的な言動をとともなう行為と積極的な言動をとともなわない行為とがある。後者に関しては、英語圏では“sins of omission”, ドイツ語圏では“Unterlassungsschuld”という概念で括られ、日本語では「不作為の罪」と訳される。前者は「ことに関わる罪」(遂行の罪), 後者は「ことに関わろうとしない罪」(怠慢の罪)と定義づけられている。こうした「作為」「不作為」という言葉は、日本においては近代における法律用語(刑法における「作為犯」「不作為犯」という語)として登場した⁽¹⁾。とはいえ、「作為」「不作為」の問題は、刑法及び刑法学の専門用語として存在していたに過ぎず、他の分野での研究主題として組上にのることさえほとんどないままにきた。

しかしながら今日、様々な領域でこの作為・不作為問題に焦点化する課題に注目が集まるに至り、刑法学の枠を越えた学際的な論究がなされるようになってきている。たとえば医学における「安楽死」の問題でいわれる「積極的安楽死」と「消極的安楽死」の問題、自然環境学における「自然保護」の問題でいわれる保護目的による人間の「積極的介入」と「消極的介入」は、行為することと生起するままに放置するこ

と(不作為)という概念的枠組みを抜きには考究し得ない問題である。

また、その思考枠組みの先鞭をつけていた法学の領域では、たとえば薬害エイズや薬害肝炎等、司法での国の行政あるいは製薬会社の責任を問う訴訟を受けて、「不作為」という責任の検証の動きに活気がついた⁽²⁾。

このように医学、自然環境学、法学という学問上の射程に含まれる対象は、一般の人々の生活世界からはどこか距離があり、それらに直接関わっていない人間からすると、「自分たちとは違う世界で起こっている、なにか特別な出来事」という印象を持つことがあると思われる。しかし「作為・不作為」の問題自体は、実は生活のいたるところに存在し、ほとんどすべての人間が生涯に関わる問題といっても過言はない。その意味では教育(学)の論究課題としてこの「作為・不作為」問題は無縁ではない。ましてや教育は、その行為場面において他者への働きかけを含む点で、働きかける側は「作為・不作為」問題に関する何らかの認識をもちつつ、他者にその認識を伝えていかなければならない。たとえば道徳や生徒指導の場面において、ある善悪の基準に基づいて、善い行為を奨励し、悪と目される行為を抑止していく際、「作為・不作為」問題、とくに「不作為」に関してはどのように扱われるのが妥当なのか。もちろ

ん刑法のなかで触法行為として法規定に定められているケースは禁止事項として提示することができる。しかし教育、殊に道徳教育においては、その触法性が問題にされるのではなく、なぜその行為が善いのか、あるいはなぜその行為が悪いのかという道徳的理由づけが問題にされ、その上で「いかに行為すべきか」ということを追求していかなければならない。

本稿の目的は、こうした特に道徳的理由づけと「いかに行為すべきか」という根源的な問題にかかわっている、そのなかでも旧来の伝統的な倫理学、道徳ではその射程に含まれてこなかった「不作為」概念の定式化を図る試みにある。その上で教育内容としてこの種の問題が扱われる可能性について模索し、もって道徳、倫理教育をフィールドとした「作為・不作為」問題の教材化の布石としたい。

2. 作為・不作為の定義

一般に、作為のほうが不作為よりも悪いという判断がなされる。たとえば「作為」＝「人物Aが、人物Bに対する危害を、惹き起すこと」、「不作為」＝「人物Aが、人物Bに対する危害を、阻止することが出来るであろうにも拘わらず、阻止しないこと」という定式化が可能であるが、後者と比較して前者に対する非難の方が強くなる傾向にある。それは行為に対する積極的関与が認められるからである。

国外に目をやると、「作為の罪」(sins of commission)、「不作為の罪」(sins of omission)という二つの罪はヨーロッパ精神史における伝統的概念である。ここでは、便宜的に前者を「為すべきでないことを為すこと」、後者を「為すべきことを為さないこと」と規定しておく。つ

まり、「為すべきでない」あるいは「為すべき」ことを軸として、前者は「事に関わる罪」であり、後者は「事に関わろうとしない罪」とでもいえる。前者は、罪概念としては、文字通り罪に問われる行為であり、多くの場合は法律、規範に照らして有罪とされる。したがって倫理上の問題というよりもむしろ法規範上の問題として扱われることが多い罪概念である。

(1) 行為に関する一般的概念

不作為概念の定式化の試みの前に、一般的な「行為」概念に目を向ける。実はこの「行為」概念自体が、一見するほど自明ではないことに気づかされる。「何気ない動作」から「殺人」に至るまで行為は様々なレベルを有するが、われわれが「行為」という言葉で理解しているのは、単なる身体的動作でもない。それに加えて、個々の行為を同定する際の記述には複雑さが伴う。たとえば「Aが右手をあげた」という「基礎行為」⁽³⁾の単純な記述であっても、コンテキストによっては、それは路肩で「タクシーを呼ぶ」こと、道で「知人に挨拶をする」こと、あるいは教室において「教師の発問に応える」ことにもなる。

さらに何か外部から観察し得るような背景だけでなく、このような行為を生じさせたときに行為者が何を意図していたのかということによっても記述の仕方が変わる。同じく人を死なせる行為であっても、意図をもって死なせることは「殺人」、意図をもちずに死なせることは「致死」と表現される。このように一見単純な事態であっても、その記述は複雑化される可能性をもつ。

「行為」と「非・行為」の限界設定は自然発

生的な決定ではないとして黒田は、三つの文脈の中で行為を概念化する。すなわち評価の文脈、責任の文脈、規範の文脈である。こうした三つの文脈は重なり合っており、価値や規範、責任等の実践的諸概念との関連で規定されると説く⁽⁴⁾。

（2）不作為概念のもつ境界設定の困難性

上のような「行為」に関する一般的概念のもつ定義確定困難さに加え、「不作為」という概念定立に特有の困難性が存在する。

「作為」と「不作為」を行為としてみた場合、一般的に罪責の主題は、前者では「他者危害」（「他者に対して危害を加えること」）、後者では「他者支援」（「他者に対して支援をしないこと」）をめぐっての議論となる。「他者危害」の「作為」と「他者支援」の「不作為」とでは、日常的感覺としては、後者は前者ほどには罪責追及がなされないのが常である。一例として、人命救助を怠ることは殺人と比較して、罪責が軽いと見なされるか、あるいはその罪責すら不問にされるケースがある。

作為と不作為の関係は、このように「他者危害」、「他者支援」を基点とした意味上の対概念ではある。しかし言語慣習として見たときには、不作為は作為というよりも行為とセットにして考察される必要がある。ただしその際、行為が同時に不作為であり得ないという論理学でいうところのアリストテレス的定式⁽⁵⁾は、行為と不作為の場合には当てはまらない。そのことは、事実のレベル：「行為」＝「為されること」、不行為＝「為されないこと」。事実＋当為のレベル：「作為」＝「為すべき事でないことを為すこと」、「不作為」＝「為すべき事を為さな

いこと」と簡略化して示すと一層明確になる。

言語慣習でみれば、ある観点から不作為として記述され得る現象が、別の観点からみると、能動的な行為として記述がされ得、行為として幾重にも記述される可能性をもっている。たとえば、人物Aが道すがら出会った人物Bに対して意図的に挨拶しないとき、外面的にみると「人物Aは人物Bに挨拶をしなかった」と不行為として表現がなされる。しかし対面して挨拶をしないということ自体に、明確な意図が現存し、そのことが純粋に否定的な意味をとまなうことから、積極的な行為に類似する能動的な記述としても表現され得る。すなわち「人物Aが人物Bに挨拶をしないことによって、人物Bを傷つける。」といった具合にである。こうした不作為のもつ能動的記述の可能性について、ドイツの倫理学者ビルンバッハー（Dieter Birnbacher）はいみじくも「不作為に際する外見上の『何ひとつしないこと』もまた、それが意図的に生じる場合には、形式的に『作為』の状態をもつ⁽⁶⁾」ことを指摘している。

他方で行為が時には受動的に、外見上の不作為としても記述されることがあるが、それは例えば行為が一定の判断基準を満たさない誤った振る舞いとして解されるときである。ビルンバッハーは「行為と不作為の区別への問いにとって決定的に重要であるのは、『基礎水準』で言語的に消極的に記述される不作為が、『より高い』水準では、この不作為の解釈を行為として思い付かせる積極的な表現によって幾重にも記述されるということである⁽⁷⁾」と指摘する。このように日常的記述において、行為として記述するか、不作為として記述するかとい

う問題に関しては、その行為の目標と機能の、結果の原因の機縁と事情の、意義と意味といった諸々の諸条件を汲んでなされるのが普通である。つまり記述する側の善悪の価値判断がすでに入りこんでおり、行為者の意図と動機によって記述が決定されるということである。いうまでもなく、こうした記述的法則に従う限りでは、不作為の概念規定は、前提の再確認という意味合いにおいて、トートロジーに陥ってしまう。すなわちある振る舞いの記述が、行為としてか不作為として最初から規範的に動機づけられる以上、記述上は行為と不作為の規範的な区別に対する問題の核心に迫ることはなし得ないという結果になる。

それでは、記述における価値判断から解放された、すなわち記述から独立した純粹に行為としての不作為と他の行為との間に境界線を引くことは可能なのであろうか。

3. 法的対象としての不作為の扱い

法規範の観点でみたとき、「為すべきことを為さないこと」は行為主体が表面的にみるとある意図をもって行為する積極性が見られず、行為結果と行為者の行為との因果関係が曖昧であるため、糾弾されにくい。なぜならば法治国家においては、原則として、法に触れる行為を為さなければ罪に問われることはない。

(1) ドイツの場合

「作為・不作為」に関する法的な議論は、ドイツにおいて盛んに行われてきた。たとえばドイツ刑法には「真性不作為犯」と「不真性不作為犯」を区別し、不作為の定式化を試みている。ドイツ刑法第13条は次のように規定する。「刑

罰法規の構成要件に属する結果の回避を怠った者は、この法規によって罰せられるが、それはその者がその結果の不発生を法律上保障しなければならず、かつ、その不作為が作為による法的構成要件の実現に準じる場合に限られる。その刑は、第49条第1項によってこれを軽減することができる。」

この条項に示されるように、ドイツ刑法において、不作為を意図と動機、そして結果において比較可能な行為とは明らかに異なる行為として価値づけようとする試みが読みとれる。「不作為」をめぐる法学による討議の典型に、「医者が誤診を下すことによって患者の死の原因をつくる」という事例がある⁽⁸⁾。この事例の場合、医者は「誤診を下した」という能動的な表現、つまり「行為」の記述として表現できる一方で、「正しい診断を下すことを怠った」という不作為としても記述が可能である。もし医者が正しい診断を下していたら患者の死は避け得たであろう場合、意図と動機においては、明らかに罪の訴求は為され得ない。

しかし、より厳格な規範的水準で測るとき、医者が「正しい診断を下さない」ことにより、患者の死の原因を作ったという「行為」の記述の仕方も可能である。法的にみたときには、患者の死を招来した要因が問題であり、たとえば、「正しい診断を下さない」のか「正しい判断を下すことを怠る」のか「(患者に対する働きかけを) 何一つしない」のかということは重要ではない。

ドイツで討議され、「不作為」に関する法的扱いでさらに問題を投げかけるのは、自分自身の関与なしでもたらされる事故の犠牲者に対する支援の遂行というケースである。自己が関

与しない事故に遭遇し、事故の犠牲者に対して支援を遂行するために停止する義務がある場合に、更に走行することは、行為の問題になるのか、不作為が問題になるのかという問いである⁽⁹⁾。「更に走行する」あるいは「ブレーキを踏まない」ということ自体は行為として扱われるが、しかし事態から観れば、事柄に関わる問題が焦点化されなければならない。そこには単なる身体運動としての外見上の振る舞いの分類ではなく、事態に関わろうとしない内面上の不作為が問題である。

こうしてみると、不作為には外見上の外面的な不作為だけでなく、内面的な不作為というものも存在する。ビルンバッハーは「外面的な不作為とは違って内面的な不作為は、たいてい意志的でもなければ、それと知りつつでもない。したがって刑法的には、内面的な不作為はすべての場合、過失として処罰される。」⁽¹⁰⁾と述べる。

このようにドイツ刑法13条における不作為規定とその解釈では、ある結果を招来する原因となるか否かが争点となり、とりわけ外面的行為（不作為）の罪責を問うが、内面的な行為の場合の内面的な活動という条件まで切り込んで罪責追求がなされる可能性が現段階ではもたれていない。

（2）日本の場合

日本においては「致死傷罪」（致死罪と致傷罪を含む概念）という規定がある⁽¹¹⁾。が、これは「故意ではない」という動機におけるは過失を前提とし、なおかつ「その過失がなければ死傷するはずがなかった」という因果関係が存在することが罪刑の構成要件として上がってい

る。しかし、いずれも動機において「故意ではない」ということに焦点が当てられるもので、行為としては「為すべき事ではないことをする」という作為の枠を越えるものではない。つまり行われた作為に対する量刑であって、「行われなかった」ことを理由に罪責を訴求するものではない。ここに「致死傷」において、能動的致死傷と受動的致死傷という二つの項が問題としての俎上に上る可能性がみえてくる。法学（とりわけ刑法）において前者の能動的致死傷は、その状況と結果の深刻さに応じて量刑されるのに対して、後者については、積極的に処罰の対象とされることは稀である⁽¹²⁾。

道路交通法第72条第1項において「車両等の交通による人の死傷またはものの損壊（中略）があつたときは、当該車両等の運転者その他の乗務員（中略）は、直ちに車両等の運転を停止して、負傷者を救護し、道路における危険を防止する等必要な措置を講じなければならない。」と規定し、事故の際の「救護義務」を課している。しかし、この義務は事故を起こした当事者に関わる規定であり、たとえば事故を目撃した第三者に適用される条項ではない。

このように法規においては、ドイツの例、日本の例でも、不作為に関しては、「特別な関係にある」という条件つきで、対応する危害から守ることができるであろうにもかかわらず、他者に危害が及ぶままに放置することに対して罪責が追求される。その際に、意図と動機は前提として問われるものの、法的手続きにおいては、結果を招来する原因としての位置づけ、行為のもたらす結果の深刻さによって測られる傾向にある。

4. 倫理的な問いとしての不作為

法律上、「為された行為」に対する量刑は可能であるが、「為されたなかった行為」を、その結果との因果関係をめぐって立証することには非常な困難がともなう。さて法的なサンクションをとともなう法律上での「不作為」の罪責追求とは別に、日常倫理における「不作為」の分類は可能であろうか。本節では、その検証を試みる。

(1) 「完全義務」・「不完全義務」との関連で

「為すべきことを為さない」不作為に関しては、倫理学上のキーワードのひとつである「義務」と結びつけて論じることが可能である。近代において道徳的倫理的義務を分類したのはカント (Immanuel Kant, 1724-1804) であるが、彼は義務を「完全義務」(obligatory) と「不完全義務」(meritorious) とに分けて論じている⁽¹³⁾。約束を守るのは相互的な完全義務であるが、慈善を行うのは恩恵的な不完全義務と解釈されている⁽¹⁴⁾。このカントの分類に従うと、先にみた「為すべきことを為さない」不作為にも、「完全義務」に属するケースと「不完全義務」に属するケースがあることに気づく。不作為に関しては、この「不完全義務」のうち他者に対するものが焦点化される。

もちろん、こうした義務に関する考え方の背景には、人間は主体的存在であり、自ら選好した行為に対して責任を負うという近代における通念がある。道徳的行為に限らず、ある行為を為すさいには、その行為を選好したり、選好しないことによる。この時に前提となるのは、ある行為によって引き起こされる結果に価値を見

出す是認、または価値を認めない否認がある。人間が「あることをする」とは、一方で「行為」し、同時に他方では「回避し控える」ということを意味する。ある行為を選好することは、別のある行為を選好しないことでもある。この選好は、行為結果から演繹的に導かれる行為を必然的に選択することであるが、行為結果を推論するには、正確な状況認識とそれに基づく判断が要求される。

こうした考え方は自由主義の原理の特徴とするところであるが、その中心部には「他人に危害を及ぼさない限り」という「他者危害」の原則が条件として付され、功利主義の大前提にもなってきた。先にあげた、日本における交通事故時における「救護義務」は、当事者に課された義務であり、事故を目撃した第三者に課される義務ではないことから、第三者にとっては負傷者の救護は、医師であるといった特別の場合を除いて、「不完全義務」であり、救護の不履行によって責めを負うことはない。「他者危害」の原則からみても、第三者は負傷者に直接危害を加えたわけではなく、その意味では第三者の救護をするかしないかの選好の次元は「他人に危害を及ぼす」行為と直接は関わっていない。

以上のような、義務論における「不完全義務」と自由主義の基本原則「他者危害の原則」によっては、「不作為」問題は、十分には論究できない。そのなかでも抜け落ちてしまうのは、「他者支援」の問題であり、その不履行状況における集団とそのなかでの個人の責任の問題である。

(2) 責任倫理との関連で

罪責追求における作為と不作為との不均衡な

取り扱い、「作為が規則的にか、遙かに圧倒的に個人の責任と連動し、不作為が規則的にか、遙かに圧倒的に分担された責任と連動するという事に依拠する」⁽¹⁵⁾とビルンバッハは述べる。

古典的な責任概念では、ヨナス（Hans Jonas）が「過去の行為に起因する因果的結果の計測としての責任」（die kausale Zurechnung begangener Taten）と規定するところの、一、「因果関係的な力」、二、その行為が行為主体の制御下に置かれていたか否か、三、行為の結果をある程度予測できるかどうかという三点の条件が問われてきた⁽¹⁶⁾。

ヨナスはこうした伝統的な責任概念に対して、「将来なされるべき行為の決定に関する責任」（die Determinierung des Zu-Tuenden）という規定を新たに設定する。この規定に関して、たとえば「他人の安寧に対する責任」でヨナスは例示している。それによると、この責任は、所定の行動計画が道徳的に許容されるか否かを「吟味する」だけでなく、他人の安寧という目的だけのために企てられた行為をするよう義務づける。ここにおいては責任の対象となる「何かに対して（wofür）」は、私の外にある「何か」でありながら、私の力の及ぶ範囲内にあり、この何かは、道徳的意志によって、力を力自身の義務の中に取り込むことによって、私は私の力に脅かされている、とされる⁽¹⁷⁾。ここでは過去に焦点を当て、損害賠償と処罰という古典的な責任概念とはまったく別の責任概念の地平が拓かれている。「善行という肯定的に響く概念がこの善行を示す好意という表象と結びつくように、誰かが被る危害という否定的に響く概念はこの危害を加える行為という表象と日常思

考において結びついており、他者に対して不作為によって危害を加えるとか他者に対して不作為によって善行を示すという可能性は、容易に視野に入っていない⁽¹⁸⁾というビルンバッハの指摘にあるように、不作為にとっては能動的な危害よりも非難を受けることが体系的に少ないと思われる事情が重要である。つまりAがBの状況を能動的に悪化させるときには、AはBに対して危害を加えるのである。しかしAがBの状況を能動的に好転させることを不作為するとき、AはBに危害を加えるわけではなく、Bに善行を示すことを単に不作為するだけに過ぎない。AがBを支援しないことを通じて、Bに対して存立する義務を違反するとき、Bに対する善行行為を含むが、しかしBに対する危害を含むというわけではないのである⁽¹⁹⁾。いずれにしても善行を含むか否かにかかわらず「為すこと」が少なくなれば、罪責追求の可能性もその分少なくなるという理屈である。この仮定では「不作為」＝「責任回避」の方便として同定されよう。つまり「積極的な義務がない場合には、行為を止めたほうが利口だ」という結論である。

それに対してヨナスの責任の倫理では、「為されるべきことに対する責任」として、当事者の個別的な関係を超越、強者の弱者に対する保護義務が説かれる。ヨナスはそのもっとも馴染みのある例として親子関係をあげているが、ここで言われる「強者」とは物理的な力において弱者に勝っているという意味ではない。親は子どもを保護し養育する義務がある。同様に危険を知っている人間は、危険を知らない人間に対しては「強者」であり、危険を知らせる義務があるとヨナスは説く⁽²⁰⁾。従来の倫理学では、

人間の同時的な相互関係、しかもその関係は対等であることを前提に論じられてきたが、ヨナスの責任の倫理では、関係は共時的なものだけでなく、しかも弱者に対する強者の一方的な責任を前提にしている。

以上、「他者危害の原則」を核にすえた古典的な責任概念においては、過去遡及的にしか行為の罪責を問い得ないが、将来的な事柄も範囲に含み、力をもつ者の責任を説くヨナスの責任倫理は、「不作為」の罪責概念を浮き彫りにしてくれる。

5. 教育の対象としての 「作為・不作為」問題

学校教育のなかで扱われる倫理的・道徳的課題として新たに登場したもののなかには、上にみた「不作為」に関連した問題が多々ある。それは改めて「よさ」を問い直す作業でもある。教育と「作為・不作為」問題の接点となるのは、所謂「応用倫理学」と呼ばれる分野である。この問い直しが必要になった背景としては、近代における技術の進歩や権利の拡大ということがあげられるが、そのなかで新たに発見されることになった「よさ」をどう位置づけるか、またその発見によって旧来「よさ」として通っていた価値との対立が生じた場合、いずれを優先させるかといった問題を含んでいる。

「不作為」問題の教材化に関してもう一つリベラリズムの問い直しも必要になってくる。今巷でよく耳にする「他人に迷惑をかけなければ（何をしても）いい」という言葉に秘められた発想自体が、禁止事項としての「他者危害」を前提としており、「作為」の側からだけでその罪責を決めるものである。ここではリベラリス

ムに後押しされた「自由な個人」という観念のもと、この個人がいかなる意図、いかなる好み、いかなる欲望を持てようが、その行為実現において、他人の迷惑にならない限り肯定されるべきだというプライヴァティゼーション的態度がうかがえる。ただし「他人の迷惑にならない」とは、他者の同様な権利を侵害しない限りということであり、「すべての者が平等に自由の権利をもつ」という原則のもと機能する自由論である。「作為・不作為」問題について考える場合、この「他人の迷惑にならない」という言葉は「他者危害」という概念に置き換えることができるが、既に触れたように、「他者危害」に関しては「作為」と観念連合させることによって禁止事項として行為規制がなされるのみである。

このような動向を踏まえ、本節においては、教育内容として「作為・不作為」の問題を扱う際、「不作為の罪」を伏線として教示することが可能な幾つかの材料とそれを扱う視点について述べたい。

(1) 環境問題

たとえば環境問題は、「道徳の時間」あるいは「総合的な学習の時間」にテーマとして取り上げられる一領域である。この問題では、加害者と被害者が直接的には特定しづらいような関係にある。環境という有限な富を配分する際に次のようなレベルで問題が浮上する。すなわち①南北間、②現在世代と未来世代の人々との間、③人類と他の動物の間である⁽²¹⁾。とりわけ②に関していえば、現在世代は、未来世代の生存可能性に対して責任をもつ。先にあげたヨナスはこうした未来世代への現存世代の責任を

「世代間倫理」として論じている。現在世代が環境を破壊し、今ある資源を枯渇させるという行為は、現在世代が加害者になって未来世代が被害者になるという構造をもつ。加害者と被害者が世代にまたがる時間差をもつため、その構造は見えにくい。

「不作為」の問題と絡めると、環境問題は、時間的・空間的に遠隔化した人々に影響を与えるものである。地球環境が危機に瀕していることが認識されながら、しかもそのメカニズムが十分理解されていないながら、それでも状況改善の動きがなかなかみられないのは、被害者の「匿名性」ゆえに、「為すべきことを為さない」という不作為に甘んじているからである。未だ存在していない未来世代より現存する世代は事の成り行きについて「知っている」分、「力」を持っている。それゆえに未来世代に対する責任を有することを子どもたちに伝えていかなければならない。

(2) QOLの問題

QOL (Quality of Life) は、「生活の質」「生命の質」と訳される⁽²²⁾。この問題は広く医療、保健、福祉の領域に跨る。昨今の市場原理を基調に据えた経済構造改革による規制緩和とグローバル化、それに付随した福祉国家の崩壊にともない「格差社会」と「社会的排除」の問題が浮上している。QOLの問題は、「生活の質」「生命の質」という究極的にはその人の満足度とその価値が求められることからすぐれて個人主義的な事項として扱われる。そのこと自体には疑問を挟む余地はない。しかしQOLを社会から切り離されたモノ的な個を前提とする概念として扱うのは妥当さに欠けるだろ

う。今日のように「自己決定」と「自己責任」がセットで唱えられ、ましてや新自由主義のように能力が財産として私的所有物に位置づけられるなら、社会にアクセスする上でハンディを負う人々、貧困、障害その他への支援、援助の意識が薄らいでしまうという危険性を孕むからである⁽²³⁾。この問題も「他者危害の原則」に基づく個人の自由な幸福追求の枠組みで語られる限り格差の是正は覚束ない。各種のニーズをもつ人をどう支援していくかは、「他者支援の原則」に従う事項だからである。

(3) いじめの問題

(1)(2)が「道徳」や「総合的な学習の時間」、あるいは「倫理」といった教科指導で扱われるのに対して、「いじめ」については生徒指導の領域である。いじめの構図に関して、今日その「集合化」に焦点が当てられている。いじめは、たんにいじめる子といじめられる子といった直接的当事者だけの問題ではない。最近のいじめの構図は、特定の子どもに対する、「観衆」「傍観者」を含む圧倒的多数の子どもによるいじめとして描かれるケースが多く、現在ではいじめに影響する「観衆」「傍観者」の存在の重要性（重大さ）が改めて認識されている⁽²⁴⁾。

とりわけ「傍観者」の存在に関しては、「不作為」の問題に絡めた指導が為され得る。「事（この場合はいじめを止めること）に関わろうとしないこと」によって「傍観者」は「間接的な加害者」として位置づけられることをクラスに認識させ、いじめの直接的加害者に対する制裁というよりも、間接的な加害者による「他者支援」に向けた方向づけが肝要になってくる。

以上のような、環境、QOL、いじめに関する問題は、従来のリベラリズムがその論拠としてきた「他者危害」の原則に基づく、違反者への罰則という発想によっては、是正の見込めないケースである。未来世代への責任、福祉国家の成員に求められる責任、そしていじめの傍観者が負わなければならない責任は、「他者支援」の原則を基調とする「責任」概念によってしか読み解くことが困難であり、不作為はまさにこうした「責任」概念へ意識が向かないことから生じているといえよう。

今後、ここにあげた三つの問題を切り口として、教育現場において「不作為」問題に光を当てていく可能性があるだろう。

6. 結語

—道徳教育に求められる新たな「徳」概念

以上、本稿では「作為・不作為」の問題を、「不作為」の概念化・定式化の糸口を探るべく、行為概念のなかでの位置づけ、実際的な法的領域における扱い、倫理的思考の対象として「責任」倫理に関連させることにより論じてきた。その上で教育内容として「不作為」と関連した（あるいは関連させることが可能である）教材について指摘し、その扱う視点について述べた。

本稿で明らかにされた暫定的結論としては、「不作為（の罪）」を浮き上がらせる視点としては、ヨナスが『責任という原理』のなかで定立を試みた「責任倫理」の視点であり、そうした倫理観の転換による「他者危害の原則」に代わる伝統的な倫理学が不問にしてきた「他者支援の原則」というもうひとつの行為規範原理の定立が必要であるということである。

こうした倫理観におけるパラダイムシフトと新たな行為規範原理の定立なくしては、本稿で取り上げた教育内容としての問題群（環境問題、QOLの問題、そしていじめの問題）に関する教師および子どもたちの思考は活性化され得ないだろう。「不作為」が法規範レベルで規制される行為だけでなく、日常行為レベルにも深くかかわっているため、それに関する啓発に向けた学校教育の取り組みが今後重要な意味をもってこよう。

注(1) 「不作為」という言葉自体は、昔から法律用語として存在していた。狭い専門業者の専門用語、業界用語から、広く一般的な文脈へと受け止め直す試みは近年の出来事である。山本は、商品の「欠陥性と危険性」を知っていたにもかかわらず、その「情報開示」と「商品の回収」をしなかったというケース、たとえば「薬害エイズの問題」、「雪印乳業集団食中毒事件」、「狂牛病日本上陸の不阻止」として、その危険性、加害、「人権侵害」を知っていたにもかかわらず、止めること、阻止することを「しない」まま放置することという「不作為の罪」として普遍化可能であるとす。 (山本務・熱田一信編著『ハンセン病薬害問題 プロジェクト 作為・不作為へ』本の泉社、2007年、p.117-132。)

(2) 薬害エイズ訴訟においては血友病患者に対する非加熱製剤使用によるHIV感染の未然防止に可能性をめぐる国とミドリ十字を相手どって闘われ、国とは和解成立、ミドリ十字の関係者には実刑判決が下る。薬害肝炎訴訟については、C型肝炎ウイルスの感染源と目されたフィブリノゲン製剤が投与された418名のリスト放置問題をめぐって争われ、2008年1月「薬害肝炎救済法」が成立。両訴訟とも責任ある立場による適切な介入を怠ることによる放置の罪責が問われたことは記憶に新しい。

(3) ここにいう「基礎行為」とは、外面的な行為を最小限に記述したものであり、その場合「最小限」とは、この記述が外面的な振る舞いの諸契機の最小限を採用して含むと行うことであ

- る。
- (4) 黒田亘『行為と規範』勁草書房, 1992年, p. 7-15.
- (5) アリストテレスの思考の法則は, 次のようなものである。1. AはAである(同一律), 2. AはBでかつ非Bではあり得ない(矛盾律), 3. AはBかまたは非Bでなければならない(排中律)。
- (6) Dieter Birnbacher, *Tun und Unterlassen*, Reclam, Stuttgart, 1995, p. 25.
- (7) Dieter Birnbacher, *Tun und Unterlassen*, p. 30-31.
- (8) ハート, オノレ著, 井上祐司ほか訳『法における因果性』九州大学出版会, 1991年, p. 308.
- (9) この問いに対しては, リーデル(Riedel, Manfred)は, 車の運転は, 自転車の運転や歩行者の歩行と同じく, 常に行為であり, 法体系では, 更に走行することを原則的に不作為としてではなく行為として価値づけるという確定がふさわしいという判断をしている。(リーデル著, 宮内陽子訳『規範と価値判断: 倫理学の根本問題』お茶の水書房, 1983年, p. 28-29)
- (10) Dieter Birnbacher, *Tun und Unterlassen*, p. 43.
- (11) 刑法211条第1項前段で規定。
- (12) その意味では近年の薬害エイズ訴訟, 薬害肝炎訴訟の裁判結果は異例であり, 「不作為の罪」の概念化・定式化に一石を投じる判断であったと言える。
- (13) カント『人倫の形而上学の基礎付け』(野田又夫編『世界の名著 カント』中央公論社, 1979年)参照。この「完全義務」と「不完全義務」は自己に対するものと他者に対するものがあり簡略化すると次のようになる。①自己に対する完全義務—自殺の禁止, ②他者に対する完全義務—偽りの約束の禁止, ③自己に対する不完全義務—自己の向上に努める(勤勉), ④他者に対する不完全義務—困っている他人を助ける。
- (14) ハイエク(Friedrich August von Hayek)やノジック(Robert Nozick)ら新自由主義の思想の中核にある「社会福祉は完全義務ではない」という考えと倫理的価値判断の基準として「正義」を打ち立てるロールズ(John Rawls)やドゥオーキン(Ronald Dworkin)らの「社会的不平等の是正は完全義務である」とする考えによる対立はカントの義務論から派生している。
- (15) Dieter Birnbacher, *Tun und Unterlassen*, p. 168.
- (16) ハンス・ヨナス著, 加藤尚武監訳『責任という倫理—科学技術文明のための倫理学の試み』東信堂, 2000年, p. 162-173.
- (17) ヨナス『責任という原理』, p. 165.
- (18) Dieter Birnbacher, *Tun und Unterlassen*, p. 172.
- (19) ビルンバッハはこの仮定によるならば, 他者に危害を加えてはならないという義務は, 他者に善行を示せという義務よりも, たんに概念的な根拠だけからでもより重大なものえあるから, 前者は後者よりも, 体系的に批判に値するだろうと述べる。(Dieter Birnbacher, *Tun und Unterlassen*, p. 172-173.)
- (20) ヨナス『責任という原理』, p. 167-175.
- (21) 加藤尚武『環境倫理学のすすめ』丸善ライブラリー, 1991年, p. 1-12.
- (22) このQOLという考え方は, ある人がどれだけ人間らしい望み通りの生活を送ることができているかを計る考え方であるが, 人の生に優劣をつけ, たとえば医療関係者によって命の順位づけをすることだという誤解がある。
- (23) この点, 竹内章郎は「能力の共同性」という概念を持ちだし, QOLに関わる過度な個人主義に警鐘を鳴らしている。(竹内章郎『いのちの平等論—現代の優生思想に抗して』, 岩波書店, 2005年)
- (24) 秦政春『生徒指導』, 放送大学教育振興会, 1999年, p. 131-139.